

○農林水産省告示第四百三十八号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の四の項のアメリカ合衆国から発送されるハートレイ種、ペイン種及びフランケット種のくるみの核子に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、昭和六十一年四月一日から施行する。

昭和六十一年三月二十五日

農林水産大臣 羽田 孜

一 植物及び地域

ハートレイ種、ペイン種及びフランケット種のくるみの核子であつて、アメリカ合衆国のうち、アメリカ合衆国植物防疫機関が濃密な病害

虫防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。

二 輸送方法

船舶貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三 生産地における検査及び証明

(一) アメリカ合衆国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、有害動物及び有害植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているアメリカ合衆国植物防疫機関が発行した植物検査証明書が添付してあるものであること。

(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア コドリングに侵されていないものであること。

イ 四の消毒が行われたものであること。

(三) (一)の植物検査証明書には、(一)の検査及び四の消毒の実施を確認した旨の植物防疫官による付記がなされていること。

四 生産地における消毒

(一) くん蒸施設において、臭化メチルを使用して四時間くん蒸すること。この場合における薬量はくん蒸施設の内容積一立方メートル当たり五十六グラム、くん蒸実施直前におけるくるみの核子の温度は十五・六度以上、同施設内の圧力は水銀柱百ミリメートル以下とすること。

(二) (一)のくん蒸は、五の(一)のこん包がなされたままで行うこととし、一回に処理するくるみの核子の量は、容積比で施設の内容積の五十五パーセントを超えないこと。

五 こん包及び封印

(一) 消毒されるくるみの核子は、コドリングの侵入するおそれがないと認められ、かつ、通気性のある材料によりこん包されていること。

(二) 各こん包には、アメリカ合衆国植物防疫機関による封印がなされていること。

六 表示

三の(一)の検査及び四の消毒が行われたくるみの核子のこん包には、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。